

○豊頃町建設工事共同企業体運用基準

平成 14 年 4 月 1 日制定

1 一般的基準

工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であることを遵守し、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）を活用する場合には、次の運用内容を基準とする。

2 特定企業体の運用基準

(1) 対象工事

特定企業体の対象工事は、大規模又は技術的難度が高い工事を施工するに際し、技術力を結集することにより、安定的施工を確保する必要がある場合の工事等で、原則として、予定価格の額がおおむね 1 億円以上の工事とする。

(2) 結成方法

競争入札の参加要件として定めたことを契機とした構成員となる企業の自由な意思に基づく自主結成とする。

(3) 特定企業体と単体企業との混合による入札参加要件の取扱い

特定企業体のみによる入札は、特に大規模であり技術的に難度が高い特殊な工事とする。それ以外の工事については、当該工事の施工能力を有すると認められる単体企業の入札参加を認め、単体企業と特定企業体の混合による入札ができるものとする。

(4) 特定企業体の構成員数

特定企業体の構成員数は同一業種又は異なる業種の資格者による 2 社又は 3 社とする。

(5) 構成員の資格要件

構成員は少なくとも次の要件を満たすものとするが、この要件については特定企業体の構成員が 3 社の場合、2 社以上が要件を満たすものとすることができる。

ア 特定企業体の構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が 4 年以上の単体企業又は協業組合であること。

イ 過去 10 年間に、発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。

ウ 最上位等級に格付されている者同士又は最上位等級及び第二位等級に格付されている者との組合せであること。

エ 発注工事に対応する許可業種に係る管理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で各構成員が配置できること。

(6) 出資比率

すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の 10 分の 6 以上であるものとする。

(7) 代表者

代表者は異なる業種の資格者による組合せの場合を除き、次の要件を満たすものとする。

ア 出資比率が構成員中最大であること。

イ 等級が異なる者との組合せにおいては、上位等級の者であること。

3 経常企業体の運用基準

(1) 対象工事

効果的な共同施工により、その経営力や施工力を強化することを目的として結成される経常企業体を対象とすることが適当と認められる工事で、おおむね豊頃町指名競争入札参加資格者の資格に関する要綱（平成 20 年訓令第 7 号。以下「要綱」という。）に定める等級別工事発注の標準となる C 等級以上の契約予定金額の工事とする。

(2) 結成回数及びその方法

同一構成員による結成回数は、原則として資格の種類ごとに 1 回とし、構成員となる企業の自由な意思に基づく自主結成によるものとする。

(3) 経常企業体と単体企業との混合による入札参加要件の取扱い

経常企業体は単体企業に準じて取扱い、経常企業体と単体企業の混合による入札を行うことができるものとする。

(4) 経常企業体の構成員数

經常企業体の構成員数は同一業種又は異なる業種の資格者による 2 社又は 3 社とする。

(5) 構成員の資格要件

構成員は次の要件を満たすものとする。

ア 經常企業体の構成員は、入札参加を希望する工事区分に対応する建設業許可業種につき、許可を受けてから営業年数が 4 年以上の単体企業又は協業組合であること。

イ 北海道内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有していること。

ウ 工事 1 件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に定める金額にあつては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者（地域における分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者以下同じ。）を工事現場に専任で配置できること。ただし、工事 1 件の請負代金額が同項に定める金額の 3 倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置できるものとする。

(6) 出資比率

すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の 10 分の 6 以上であるものとする。

(7) 入札参加要件

經常共同企業体を入札に参加させる場合は、少なくとも構成員のうち 1 社以上が、過去 10 年間に、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。

4 資格審査

特定企業体及び經常企業体（以下「共同企業体」という。）の資格審査については、次のとおりとする。

(1) 資格審査

共同企業体の資格審査は、要綱第4条の規定に関わらず契約担当者が申請書を受理し、適格事項を審査の上、申請者等に通知するものとする。なお、申請の受付は必要に応じて随時とする。

(2) 資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 共同企業体協定書（様式2）

ウ 委任状

(3) 特定企業体の存続期間

請負契約を締結した特定共同企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。ただし、跡請保証を付している場合には、その検査に合格した日までとする。

(4) 経常企業体の解散

経常企業体の有効期間内にその企業体が解散した場合は、解散届を提出させるものとする。この場合において、構成員の廃業など特別な理由があると認める場合を除き、当該年度中には新たな結成をすることができない。

5 共同企業体との契約

共同企業体との契約については、次のとおりとする。

ア 請負契約書には、共同企業体協定書（写し）のほか、附属協定書（様式3）を添付させるものとする。

6 雑則

(1) この運用基準により難い特別な事由があるときは、その都度町長の承認を得て別段の定めをすることができる。

附 則

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。